対談　笠 浩史　元文科副大臣
多様な教育 / ホームスクーリングの法的環境整備を目指した5つの問題提起

聞き手　チア・にっぽん代表　稲葉寛夫

笠　浩史元文科副大臣（立憲民主党）は、超党派フリースクール等議連幹事長代理として「教育機会確保法」の制定に尽力くださった、中心的な議員のお一人です。超党派の国会議員 170 人あまりも所属する、教育立国推進協議会幹事長も兼任されています。「教育機会確保法」の協議が進む中、真っ先に個人面談に応じ、チア・にっぽんからの提言を、関係議員に推薦・紹介してくださいました。

個人面談は、その後、30数名の国会議員の皆さんと実施することへと展開し、法案の具体的な文言に、チア・にっぽんからの提言を反映させていただく扉を開いてくださることとなりました。（「毎月の家庭訪問」の項目の削除等。捜査令状なき侵入となり、憲法違反となる行動・干渉が、許され、多様な教育の条件となるため、チア・にっぽんとして削除を提案。議連で削除を決定し、法案から削られ、可決された。許認可制につながるリスクも高いとして、反対意見の強かった「個別学習計画」の教育委員会との協議等にも反対し、その項目も削除となった。）結果的に、教育機会確保法は、多様な教育 / ホームスクーリングの法的環境を整備する画期的な法律として可決・施行され、大きなサポートとなっています。

笠議員は一貫して「人づくりなくして、国づくりなし」との政治信条を掲げる文教政策関係のエキスパートとして歩まれ、今回のチア・にっぽんからの新提案にも心を向けてくださり、面談の時間を与えてくださいました。

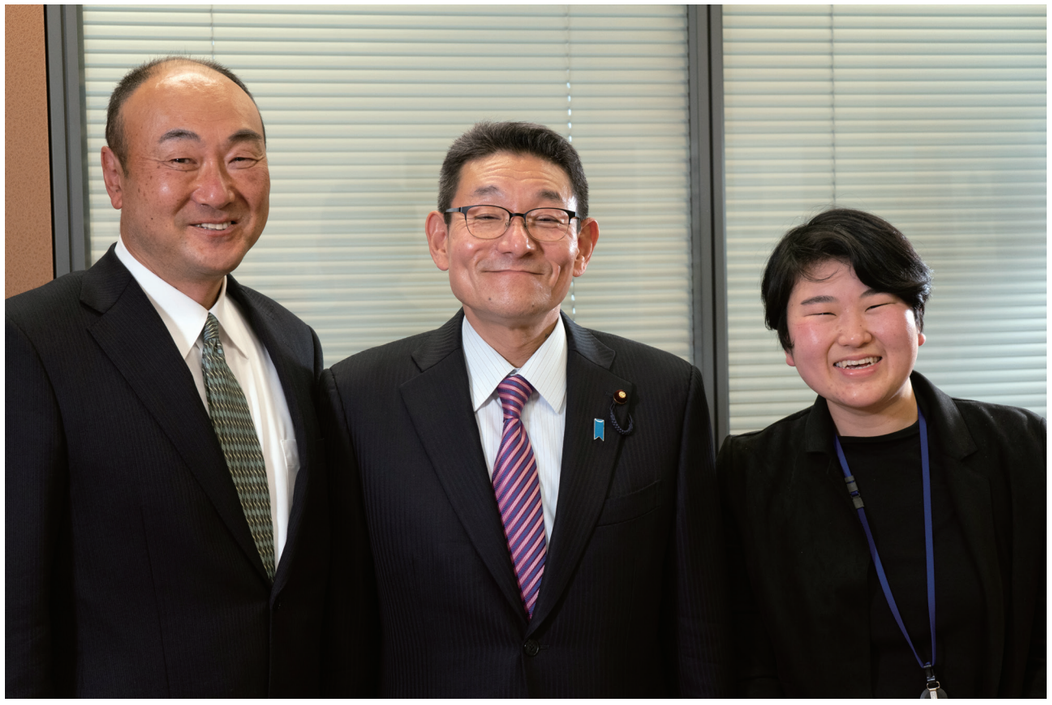

笠浩史議員（写真中央）、稲葉寛夫（左）、稲葉エミリ（右 / 撮影）

笠　浩史　元文科副大臣 / 超党派フリースクール等国会議員連盟幹事長代理 / 教育立国推進協議会幹事長

衆議院議員。1965 年生まれ。福岡県修猷館高校、慶應大文学部卒。テレビ朝日政治部記者を経て、2003 年 11 月衆議院議員初当選。現在、7期目（神奈川9区）。民主党幹事長代理、国対委員長代理、文科大臣審議官、副大臣、文部科学委員会筆頭理事等を歴任。立憲民主党所属。「人づくりなくして、国造りなし」をモットーに文教・経済分野を主軸に活躍。「夜間中学、フリースクールを拡充して、多様な教育社会を確保することを政策に掲げ、心を注いでいる。

稲葉 寛夫　チア・にっぽん代表

1962 年生まれ。早稲田大学法学部、フラー神学大学院国際コミュニケーション学修士課程卒。NHK ディレクター時代、「光あるうちに―三浦綾子・その日々」（地方の時代賞ノミネート、北海道 TV 番組大賞受賞）、「再出発の冬―東京・山谷の小さな教会」（NHK 番組制作局長賞受賞）ほか 100 余りの番組を制作。ハリウッドに在住し、3 人（29 歳、25 歳、13 歳）をホームスクーリングして 22 年め。2000 年にチア・にっぽんを設立して以降、セミナーや出版活動、「教育機会確保法」などのホームスクーリング関連法案の環境整備等に励み、日米を往復。家族・教育の聖書への回復と環境整備、そのサポートを目指している。

撮影：稲葉　エミリ

ホームスクーリングを経て、バイオラ大学シネマメディア学部（LA）を卒業。映画カメラマン、VR（バーチャル・リアリティ）技術者、プロジェクトマネージャーとして研鑽中。

笠議員　今年もどうぞよろしくお願いします。

稲葉　こちらこそ、今年もどうぞよろしくお願いします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございます。

まず、笠先生に御礼を申し上げたいです。5年前に「教育機会確保法」案が議連で話し合われていた段階で、真摯に面談くださり、私どもの提案を「日本最大規模のホームスクーリング支援団体の現場からの意見」として各先生方にご紹介くださいました。

実際に提案を取り上げてくださり、良き法律を施行してくださいました。おかげさまで、一歩一歩、とても良い方向に進んでいると思います。ありがとうございました。

笠議員　どういたしまして。さらに良い方向に改正していきたいですね。

稲葉　ありがとうございます。今年はホームスクーリング卒業生の中で、初めて裁判官に任命される予定のOBが与えられました。これまで弁護士の道を選んだOBはいましたが、裁判官は初めてです。

笠議員　司法試験を受かったということですか。

稲葉　はい。現在、司法修養所で研修し、5月の任官を目指して、卒業試験の準備中です。もちろん、そのような難関試験合格が私たちのホームスクーリングの最終目標ではありません。他にも幼稚園・保育園の先生や、ボランティア活動、航空機の整備士や医師、美容師ほか、様々な仕事の分野で励んでいます。

笠議員　まさに多様な教育の結果、多様な分野に羽ばたいているわけですね。

稲葉　本当にその通りです。その意味でも「教育機会確保法」を成立させてくださり、「多様な学習活動の重要性に鑑みる」との文言などを入れてくださったことは、実に大きかったです。ありがとうございました。

笠議員　着実に進んでいるようでとても良かったです。

稲葉　そうした中、学校、教育委員会との実際のやり取りにおいて、いくつかの課題も生じています。先日、FAXでお伝えした5つの課題について伺います。そのうち3つはすでに解決しました。

しかし、国会や議連で取り上げていただき、文科省からの通知等もあれば、全国的に周知され、課題が繰り返される可能性が少なくなっていくと思いますし、多くの人々の理解や浸透が一層進むと思います。そこで今回のトピックとして取り上げさせていただきました。

以前、笠先生のセミナーの後でご相談したテーマです。「積極的なホームスクーラーに、教育機会確保法は適用されない」と教育委員会が発言し、笠先生は「まだ、そんなことを言っているのですか。とんでもない！」とおっしゃってくださいました。その後、「認識不足ですみませんでした」と先方の教育委員会から話があり、その問題は解決しました。しかし、今朝も新たに電話をいただいた方から、同様の相談が寄せられています。

笠議員　そうでしたか。

稲葉　ですから、「附帯決議」や何かの議論、文科省からの通知等をしていただけるように、笠先生にも相談したいと思った次第です。このポイントは後ほど、具体的に話させていただきます。

笠議員　分かりました。

1「教育機会確保法」の位置づけ

稲葉　5つの課題の最初は「教育機会確保法」の位置づけです。教育委員会から『教育機会確保法』は下位の法律」と言われたケースがあります。しかし、私たちの顧

問弁護士からも、「教育基本法」「学校教育法」との間に法的な上下関係はないと言われています。「教育機会確保法」は、「上記2つの法律が明確に規定していない、多様な教育の重要性等を補完する法律である」ので、「教育機会確保法」が「下位の法律だから、……」という教育委員会の発言を不当としています。

「上記2つの法律が明確に規定していない、多様な教育の重要性を補完する法律」との文言を、付帯決議等で明確化していただければ感謝ですが、いかがでしょうか。

笠議員　これは、しっかり行うことが必要ですね。確かに「教育基本法」は、教育分野における法律の最高位にあるとされる法律です。しかし、法律には上下関係はないですし、確かに補完的な存在として重要な役割を持った法律です。

議連（フリースクール等超党派議員連盟）での議論を重ね、国会での質疑で取り上げることが良いと思います。そこで大臣の言質を取る方法です。法律の趣旨について、今一度、言質を取ります。

稲葉　素晴らしいですね。ぜひお願いします。この法律は、これまでの法律に書き込まれていなかった今の時代のニーズ、新たな考え方を補足する大事な法律です。「大臣の言質を取る」という方法があるのですね。

笠議員　そうです。大臣の答弁は、その後の施策に大きな効力を持ちます。

稲葉　分かりました。ぜひ、よろしくお願いします。続いて2つ目のポイントです。

2　教育機会確保法における対象者の要因への追記
～文科省省令にある「社会的」や「教育的」要因を加える

稲葉　教育委員会から「教育機会確保法は積極的なホームスクーラーのための法律ではない」と言われました。「教育機会確保法」は、ネガティブな理由から学校に行けない子どものための法律だと、狭い解釈に限定しての主張です。

文科省の省令によると、「教育機会確保法」が意図する「就学が困難である状況」とは「何らかの心理的……もしくは社会的要因によって、児童が出席できない状況とする」と定められています（平成29年2月18日）。つまり、積極的にホームスクーリングをする場合も含むと考えます。

上記の教育委員会のように不当に狭く考える誤った解釈を防ぐために、省令等に「何らかの心理的……もしくは社会的・教育的要因によって、児童が出席できない状況とする」と、「教育的」の追記を検討してくださるよう提案させていただきます。

また、「教育機会確保法3条また付帯決議」（※1）に、既に省令にもある文言を用い、「**社会的・教育的事由のために**」の文言を加えていただければ、なお法の理念が明確になります。さらに、上記の教育委員会のような発言が無くなり、啓発が進むと思われます。

（※1）
【教育機会確保法3条また付帯決議への傍線部分の追記】

「三　不登校児童生徒　相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の社会的・教育的事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。」

笠議員　これについては確かに議連等で議論を進める必要があり、「心理的事由」は不十分で、「社会的」を加えていく必要があるのではと思います。ただ、「教育的」という言葉はいろいろな論議を呼びそうで、具体的な事例等で明確にし、補足していくことが必要ではと思います。そうでないと、学校制度そのものを否定するような誤解を与える可能性があります。

稲葉　そこは理解します。私たちも、「学校制度」そのものに反対しているわけではありません。欧米の多くの諸国、また、憲法の基本理念（基本的人権・学問の自由、親の権利ほか）、国連の子ども条約等で認められているホームスクーリング、つまり多様な教育の選択肢・機会の確保の必要性、重要性を主張しているだけです。「教育的」という言葉が誤解を生まないように、加えるべき言葉があれば検討を重ねたいと思います。

「教育的」という言葉にこだわっているわけでもありません。もしかすると、文科省がすでに通知で用いている「社会的、その他の事由」という表現を、附帯決議等で加えていただくことで、全国への周知が前進するかもしれません。

笠議員　そうですね。「社会的」という言葉はかなり広い意味も含むので、とても良いかもしれないです。これは議連の各先生方に議題として提案しますね。

稲葉　ありがとうございます。文言の件、私たちもさらに考えてみます。いずれにせよ、「社会的・その他の事由」を、ぜひ附帯決議等に加えていただければ、とても助かります。

この件は、文科省が省令ですでに「心理的、社会的、その他の事由」と文言を先行して入れてくださり、感謝しています。

それでも、まだまだ全国の学校・教育委員会では、「ホームスクーリ

ングは教育機会確保法の対象者ではない」といった不当な圧力をかけてきた事例があります。ただ、こちらから詳しく説明すると、「すみませんでした」とホームスクーラーに寄り添ってくださる結果になります。ですから、法の理念を周知し、啓発し、前進させていく必要があると思います。私たちも努力を重ねますが、先生方の国会での附帯決議は大きな力になります。どうぞよろしくお願いします。

笠議員　分かりました。やっていきましょう。

文科省に問い合わせた町がホームスクーリングを否定した事例

稲葉　この分野を進める必要は、先ほどお話しました今朝の相談事例からも言えます。

Aさんの事例は、これまでにはない事例です。県・町の教育委員会が文科省に問い合わせ、町の教育委員会が「文科省の回答やHP等に基づき、ホームスクーリングは認められないと判断しました」とAさんに通告されたとのことです。文科省からの指示が結果的に不当な判断と圧力を呼んでいます。こうした点からも上記の附帯決議はとても大事だと思います。

笠議員　え？　詳しく聞かせてください。

稲葉　Aさんからは、昨晩遅くにメール連絡を受け、今朝電話で話しました。以下、簡単に説明します。

「Aさんは、ホームスクーリングの希望をB町の教育委員会に伝え、B町は県の教育委員会に確認。県は文科省に電話で問い合わせました。文科省の指示の報告を県がB町教育委員会に伝えます。B町は、『文科省の回答やHPに基づき、B町はAさんのホームスクーリングを認めないと判断しました』と言われました」という相談でした。

笠議員　文科省がですか？　それはとんでもない。あり得ないことです。法の理念から外れています。文科省の誰がそのような、とんでもない回答をしたのですか。

稲葉　文科省初等中等教育局教育制度改革室義務教育改革係の方とのことです。上述の通り、これまでは地方の教育委員会や学校の校長等が「教育機会確保法」についてよく知らず、不当な圧力をかけた事例はありました。そうした場合は、同法の理念や「多様な学習活動の重要性に鑑みる」（13条）など詳細を伝え、全国のホームスクーリング展開や、同法の成立・理念を説明します。そうすると「勉強不足でした。すみません」と解決に至り、遵法精神のもとでのホームスクーリング展開につながってきました。

チアが発足して22年ですが、私どもに問い合わせてくださったケースで、法律面からの情報をお伝えした後で、管轄の教育委員会・学校等からホームスクーリングを止められた事例は1件もありません。

しかし、今回のAさんのケースは違います。学校・教育委員会からの圧力ではなく、文科省からの指示を読んだ上で、市町村の教育委員会が「文科省に問い合わせ、その回答やHPに基づき、認められませんと判断しました」とのことです。文科省からの返信が誤った判断に関係したという初めてのケースに耳を疑いました。

文科省の原文を見てないので、まだ明確に言えないですが、少なくともB町教育委員会が指示を読んで、ホームスクーリングは認められないと判断させるような、何か、あいまいで不明確な回答、また、教育機会確保法の存在を念頭に置いてない回答があったのではないかと推測しています。

笠議員　それはとんでもないと思います。そのような通知は、局長に許可を得ているわけではないはずです。もし、初中局の局長がそのような通知を出すことを知っていて、認めていたとなれば、大問題です。法律が作られた理念も文言からもそれています。この件は、担当者名等、さらに調べて連絡をいただけますか。私からも問い合わせたいので。

ただ、県側からどのような問い合わせを文科省にしたのか、その点も調べてもらえればと思います。文科省が否定しようと思う書き方を、県がしていたのかもしれません。

また、このケースは、今は伝言が多い段階ですね。町の教育委員会から県、そして県から文科省、文科省から県、県からB町、そしてB町からAさん、Aさんから稲葉さんへの伝言です。そのあたり、まずは県からどのような質問状が文科省に行ったのか、情報があれば助かります。

稲葉　その通りですね。さらにできる限り調べてお伝えします。ただ、文科省初等中等局教育制度改革室義務教育改革係からの説明・指示を受けて、B町の教育委員会がAさん親子のホームスクーリングは認められない旨を判断したとの通知があったことは明確な事実です。そしてAさんは不当に感じておられます。チア・にっぽんとしても、いずれにせよ、文科省の担当の方が教育機会確保法の存在を念頭に置かない回答をして、誤った判断をさせたのではないかと思い、そうであれば、大変、遺憾に思っているところです。

私からAさんにも働きかけ、Aさんも同感され、すぐに町の教育委員会に問い合わせてくださいました。その後、C県に指示した「文科省初等中等局教育制度改革室義務教育改革係」までは判明し、

Aさんはすぐに私に連絡くださいました。しかし、回答の文書そのものは今朝の時点ではAさんにも渡されていません。

私からは、以下のようにお伝えしました。

「文科省からの回答の文面等は開示されてないわけですね。これでは江戸時代のようです。おかみがダメと言ってるからダメだ！と言ってるのと同じです。B町やC県の教育委員会は、ダメである理由と根拠を開示する責任と義務があります。これは、（Aさんのお嬢さんの）D子ちゃんの人生がかかった大切な選択です。『多様な学習活動の重要性に鑑みる』との法に準拠しているのに、B教育委員会はそれをとどめた。それに対し、『法に照らし合わせながら検討します』とこちらから教育委員会に伝える必要があるし、町側も情報を開示し、説明する責任があります」。

Aさんは「私もそう思います」と答え、すぐに連絡を取ってくださり、B町もスケジュール調整中とのことです。また、以下の点も伝えました。

「先方が情報開示を拒んだ場合は問題となり、後々、町の立場は弱くなってくると思います。町側も、初めてのことで戸惑っていることは理解しますし、法的な背景について理解も勉強も不十分であることも分かります。だからといって、D子ちゃんの人生がどう変わっても、教育委員会も県庁も責任を取ってくれるわけではありません。一方で、B町教育委員会もC県も文科省の担当の方も、全員がD子ちゃんに最善の教育環境を提供したい、貢献したいと思っていると思います。ですから、勇気と愛と敬意と祈りをもって連絡し、情報を集めてくださったらと思います」。

とてもセンシティブな課題ですが、続報が分かり次第、連絡させていただきますね。

笠議員　分かりました。よろしくお願いします。

稲葉　いずれにせよ、不当な圧力を無くしていくためにも、「心理的事由」というのは不十分です。何か精神的な病のある人々だけが対象者という印象を与えることにつながっていると思います。もちろん、そうした方々も含まれますし、その教育機会確保も大切ですが、「社会的・その他の事由」の教育機会確保も大変大事です。どうぞ附帯決議の件もよろしくお願いします。

笠議員　分かりました。

3&4 自宅での学習と「入学・卒業」「出席扱い」の校長判断について

稲葉　教育委員会から、インターナショナルスクールを選択した者に対し、「小学校の卒業資格はなく、中学校の学籍が認められない」と圧力をかけられたケースがありました。

また、自宅等での学習活動について明確なエビデンスがあった場合（提出物、中間・期末試験、実技テスト、学校側が指示したプリント・ワークブック、英検等での実績・提出状況ほか）の状況を精査し、「生徒の不利益にならないように配慮し、家庭での学習を登校と見なす校長」と「エビデンスを教職員が把握していても、登校とは認めない校長」と分かれます。

さらに「フリースクールは登校と見なすが、ホームスクーリングは登校とは認めない」という姿勢の校長もおられ、校長次第で高校進学等の際に生徒への不利益が出ています。

「文科省通知」（平成28年6月17日）によれば「小学校未終了のまま、中学校等への入学を希望する場合」は、中学校入学等を「認めることが適当と考えられる」とされ、中学入学を希望した場合は学籍が与えられると考えられます。

基本的に、卒業・入学資格・自宅での学習活動が登校・出席扱いと判断されるのかどうかは、現行では「校長の判断による」とのことですが、その規定や通知、理解度は各校長や教育委員会次第で、あいまいであり、高校進学等の際に、生徒への不利益が出てきています。

「出席扱い」について上記の実例においても、「なぜフリースクール

は登校と認められ、エビデンスが明確な場合のホームスクーリングは登校とされないのか」といった点において、今の時代における理にかなった確かな理由はありません。今後、校長から見てエビデンスが明確な場合は、家庭での学習も出席と見なす等、「教育機会確保法」の理念に沿った「附帯決議」「文科省通知」等によって、「多様な学習活動の重要性に鑑み」、具体的な面での改善や通知等の整備が求められます。

笠議員　フリースクールについては「校長の判断」で出席扱いできるけれども、ホームスクーリングについての「出席扱い」を校長がどう判断するかということですね。

稲葉　はい、そうです。そこが第一点です。第二点として、文科省通知では、自宅での学習の出席扱いについて、「教育機会確保法」等に沿って、踏み込んでくださっています。「校長が自宅における学習を出席扱いと判断できる」、「ICT、学校プリント教材による自宅学習を出席と評価できる」等、書き込まれています（2019年10月25日の文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」別記2）。その認識が現状では浸透しておらず、議連での附則等の決議や文科省の再通知等を求めていければと思っています。

文科省の通知は以下の通りです。

> 不登校であることにより、中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

校長の判断としていくつかの条件が示されています。

①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

②ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。

③訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

④校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。

具体的に、ICT等を活用した学習の定義も書かれ、ICT教材に加え、学校のプリントを活用した学習等も含まれています。

> **（別紙）**
> **指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点**
>
> ICT等を活用した学習活動とは例えばどのようなものがありますか。
>
> ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習
> ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
> ・教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
> ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
> ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

しかし、そのような条件をほぼすべて満たし、各教科の教師から通信簿で良い成績が出ている事例でも、校長によっては、「自宅学習の出席扱いについて校長が判断できる」との認識や理解が浸透せず、認めている校長・教育委員会と、検討していない校長・教育委員会と様々であることが現実です。その結果、高校進学において、不利益を被る事例も出ています。

こうした現状について、議連等で話し合っていただき、自宅での学習の出席扱いについても、附帯決議や推進に向けての文科大臣の答弁、文科省の通知等、進めていただければということが私たちの願いであり、提案です。

笠議員　よく分かります。このあたりは微妙な問題も含まれていて、エビデンスがしっかりしていること等、問われてきますね。すでに一部、自宅での学習の出席扱いが認められている点はアピールできるとして、その先となれば、いろいろと審議が必要になってくると思います。

稲葉　私もそう思います。まず議連の先生方の議論の中から、「校長の判断で、自宅での学習がエビデンスがあれば出席扱いできる点」

をアピールいただくだけで大きな前進が予想されます。

強調と確認をしておきたい点は、何でもかんでも「出席扱い」にしてほしいわけではなく、しっかりとしたエビデンスがある場合です。上述の通り、全国的には、そのエビデンスを見て出席扱いにしてくださっている校長、その校長の判断をサポートしている教育委員会もあります。でも、まったく検討外として考えておられない校長もいます。

そこは「多様な学習活動の重要性に鑑みる」とのことで、エビデンスが明確であれば、ホームスクーリングも出席と見なすことを「校長が判断できる」としていただきたいです。議連等での議論、文科省からの通知への働きかけをご検討いただければとの願いです。

この場合、家庭内での虐待やネグレクト児童等などのケースで「出席扱い」を求めているわけではありません。担当の先生方が、家庭での学習がしっかりと行われているというエビデンスを明確に判断できるケースです。

「入学・卒業・出席」等について明文化し、「多様な学習活動を続けた児童・生徒の卒業・入学・学校外での学習活動を登校扱いとする等の認定は、校長の判断によってなされる。校長は、そのエビデンスが明確と認めた場合は、登校扱いと見なす判断ができる。また全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない」との追記を提案いたします。

これは、多様な学習活動を続ける児童・生徒が、登校日数を条件とする高校等の進学を希望した場合等、生徒の不利益にならない対応をするためでもあります。

稲葉　そうです。もちろん、何でもかんでも「出席扱い」にしてほしいわけではなく、しっかりとした

エビデンスがある場合です。全国的には、そのエビデンスを見て出席扱いにしてくださっている校長、その校長の判断をサポートしている教育委員会もあります。でも、まったく検討外として考えておられない校長もいます。そこは「多様な学習活動の重要性に鑑みる」とのことで、エビデンスが明確であれば、ホームスクーリングも出席と見なすことを「校長が判断できる」としていただきたいです。議連等での議論、文科省からの通知への働きかけをご検討いただければとの願いです。

この場合、家庭内での虐待やネグレクト児童等などのケースで「出席扱い」を求めているわけではありません。担当の先生方が、家庭での学習がしっかりと行われているというエビデンスを明確に判断できるケースです。

笠議員　そうですね。それは分かります。まず議連でしっかり話し合って進めていくべき大事なテーマだと思います。問題提起になりますね。

稲葉　ありがとうございます。私たちホームスクーラーは、全員が「出席扱い」を求めたり、必要を感じているわけではありません。それでも、推薦入学を考え、切実な必要を覚えている子どもたちもいます。また、このことで議論が進み、「多様な学習活動の重要性」がさらに鑑みられることとなれば、広い意味で「多様な教育環境」の整備につながっていくと思います。

笠先生始め、多くの先生方のお陰で、今は小中学校の出席扱いが無くても、高認を取得し、どこの大学や専門学校であっても受験することができます。お伝えしてきた通り、ホームスクーラーの弁護士、裁判官、医師、助産師、看護師、教師、介護士、建築士、公認会計士、航空整備士、国家・地方公務員ほか、資格を取得して社会

貢献している卒業生たちが誕生しています。

一方で、スポーツや芸術関係で全国・世界のトップレベルに挑戦している子どもたちや団体競技を目指している子どもたちは、高校に進学する必要があり、中学校の登校日数が必須です。そのため、残念ながらホームスクーリングを断念する事例も少なくありません。

先ほどの文科省の通知にある通り、「進路選択の妨げになっている」そうした子どもたちへの朗報となります。

◆◇◆

笠議員　なるほど。改めて伺いますが、稲葉さんたちがホームスクーリングをしていく目的は何ですか。

稲葉　神さまから預かった貴い子どもたちが、素晴らしい能力と使命を発揮していけるように、親として第一義的な教育義務・責任を果たしていくことです。祖父母や先生方、社会のサポートを受けながらですが。親が、自分の時間とエネルギーを子どもたちに注ぐほど、親の愛が伝わります。子どもたちは愛されていることを実感し、自分のいのちには意味があり、使命があることを実感していきます。笠先生方の支援を仰ぎながら、その法的・社会的な最善の教育環境を整備していければと思っています。

笠議員　子どもたちの視点からはどうですか。私としては「子どもたちのために……」という思いで、ここまで長く取り組んできました。

稲葉　もちろん、子どもたち一人ひとりのために、です。その気持ちと人生に寄り添っています。TV朝日記者ご出身の笠先生は、映像の持つ真実性の吟味にも強いですから、チアのパンフレットやマガジンの写真からも感じていただけると思います。子どもたちもホームスクーリングの選択を喜び、感動し、ここまで世界でも日本でも拡

とホームスクーラーで、小学校の登校は3日のみ。入学式後の校長先生との面談、そして6年生の12月に面談し、学習成果物と一緒に卒業の意思を伝えに行きました。幸い、学校から教育委員会に対し、「学業も人格形成もとても良い」と連絡があったと市の学務課担当者から知らせを受けました。それで登校と見なされ、校長室で卒業式もしてもらいました。

中学でも、校長、教育委員会とも、大変好意的です。A君は、小4で始めたスポーツで優れた成績を収めていました。中学に進んでからは、強豪のクラブチームに所属しつつ、ホームスクーリングを継続。高校はスポーツ推薦を目指し、成績評価を得るために、「中間・期末テスト、実技試験、小テスト等を受ける」、「実技提出物やプリント、ワークブックほか、提出物はすべて出す。英検等客観評価の得られる試験も積極的に受験する。先生方とはしっかり連絡を取り、指導を受ける」など取り組んでいます。

日本でも、江戸時代まではホームスクーリングが基本です。藩校や寺子屋というのは、笠先生ご存じの通り、今の学校制度のイメージとは違い、全国つづうらうらにあるけではなく、ごくわずかな限られた人々が対象です。ほとんどは、親や祖父母、そして周囲の人々が教えました。法律でも、昭和16年までは、「学校または家で教える」ことが合法として、条文にありました。

いずれにせよ、子どもたちが納得し、同意し、望んでいることが前提です。逆に、学校に行くことを最初からすべての子どもが納得し、同意し、望んでいるというわけでもないでしょう。

笠議員　そうですね。

稲葉　登校と見なす点について、実例をお伝えします。中1のA君の事例です。A君は、誕生以来ずっとホームスクーラーで、小学校の登校は3日のみ。入学式後の校長先生との面談、そして6年生の12月に面談し、学習成果物と一緒に卒業の意思を伝えに行きました。幸い、学校から教育委員会に対し、「学業も人格形成もとても良い」と連絡があったと市の学務課担当者から知らせを受けました。それで登校と見なされ、校長室で卒業式もしてもらいました。

中学でも、校長、教育委員会とも、大変好意的です。A君は、小4で始めたスポーツで優れた成績を収めていました。中学に進んでからは、強豪のクラブチームに所属しつつ、ホームスクーリングを継続。高校はスポーツ推薦を目指し、成績評価を得るために、「中間・期末テスト、実技試験、小テスト等を受ける」、「実技提出物やプリント、ワークブックほか、提出物はすべて出す。英検等客観評価の得られる試験も積極的に受験する。先生方とはしっかり連絡を取り、指導を受ける」など取り組んでいます。

そのようなA君は通信簿では良い成績評価を受けましたが、出席に関しては、1学期欠席76日、2学期欠席45日とされました。可視化できるエビデンスとしてプリントやワークブックも学校へ持参し、その他の小テスト、実技試験、中間・期末試験等でも良い成績評価を校長、各教科の先生方からいただきました。しかし、出席とは判断されないのが現状です。校長以下、日ごろからとても真摯に対応してくださっていますが、まだ「出席扱い」までは判断されておらず、保護者が校長に文科省の通知を届け、地元教育委員会との話し合いも進めているところです。

A君が目指す高校は、中学の1年間の欠席日数は10日以内と条件づけられていて、あきらめています。3年生のみ欠席10日以内としている学校もあるので、A君は3年生になったら、1日1科目は出席して出席数を増やそうと考えてはいます。出席数を問わない高校もあるので、その選択も検討しています。ただし、全国では、校長先生の判断で出席と見なしている事例もあります。

そのあたり、文科省のさらなる通知や「教育機会確保法」への附則等の追加決議等、ご検討いただければ感謝ですが、いかがでしょうか。

笠議員　なるほど。簡単ではないけれど、方法は考えられるかな。「出席扱い」を進めることについては、今回の事例のようなエビデンスがかなり可視化できるケースは良いとしても、一般化はなかなか難しい面もあると思います。

チア・にっぽんのホームスクーラーたちはしっかりと取り組まれている様子は分かりますが、これが全国で、となった場合には、様々なケースが想定される。「あなた方はいいとおっしゃったじゃないですか！」と怒鳴り込んでくるケースもあるかもしれない。役人は、基本的に「自分は責任を取りたくない」との思いがあります。だから、なかなか難しいです。

方法として考えられるのは、前述した方法。国会で、大臣等に法の理念と上記のケース等を私たちが問いかけ、大臣に答弁させて言質を取る。その大臣答弁から役所が動き、全国が動いていくという戦略で行けると思います。

稲葉　それは素晴らしいです。笠先生がいつも政治信念とされている「人づくりなくして、国づくりなし」との方向ですね。

笠議員　そうですね。あとは議連で話していくことですね。ただ、出席扱いや評定となると簡単ではないでしょうが。

稲葉　笠先生が国会や議連で、そのように問題提起してくださることと自体が、とても意義深いと思います。なぜなら、校長先生たちは、フリースクールは出席と見なせるという認識の方は多いですが、自宅での学習については、エビデンスを数多く示しても出席と見なす方法ある点について深く認識されいる方々は、まだ多くないと思われます。

笠議員　そのあたり、また検討を続けていきましょう。

5. ホームスクーラーには教科書の無償提供ができないと言われたケースについて
～それは論外 法律を示すことでOK

稲葉　最後の5ポイントめです。ホームスクーラーには教科書等の無償提供ができないと言われたケースもありました。法律面を話したら解決に至りましたが……。

笠議員　それはもう論外でしょう。その教育委員会の方が、法律を勉強してないということになりますね。そうしたケースがあれば、法律を明示して対応すれば大丈夫です。

稲葉　そうですね。とても有意義なご指導、ありがとうございました。

笠議員　まずは、先ほどの文科省と県庁、町の教育委員会とのやり取りをいただければと思います。

稲葉　ありがとうございます。そのあたり、リサーチして連絡させていただきます。引き続き、ご指導のほどよろしくお願いします。
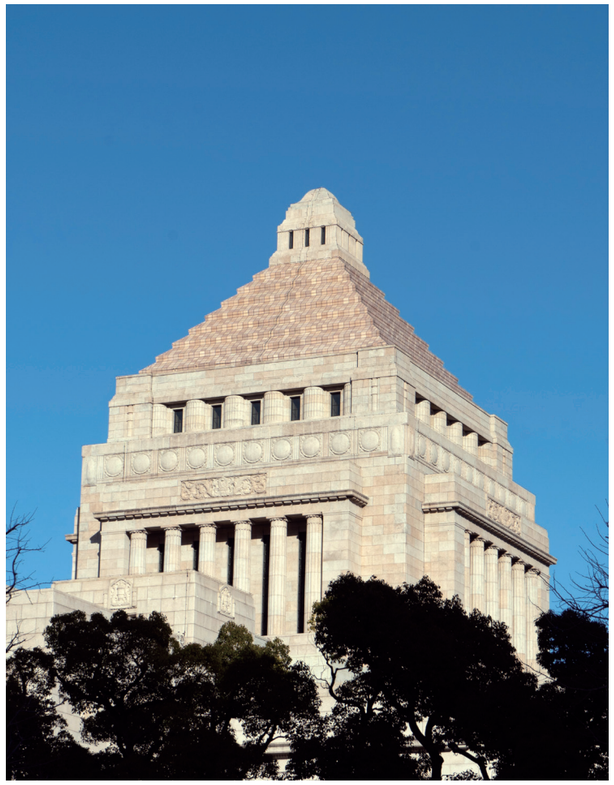
笠議員　一緒に頑張っていきましょう。